

# Weekly Report

第 2 1 2 号

平成 2 5 年 4 月 2 2 日

鈴木恒夫税理士事務所

株式会社鈴木経営センター

TEL 029-275-4333

FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp

http://www.szk-accounting.jp/

## 所得拡大促進税制に関する Q&A

Q.所得拡大促進税制は、どのような制度？

A.25年4月～28年3月に開始する各事業年度(個人は26年～28年)において、国内雇用者の給与等支給額を増加させ、以下の①～③の要件を満たした場合、支給増加額の10%を税額控除できます。ただし、控除額は法人税額(個人は所得税額)の10%が限度となります(中小企業等は20%)。

①給与等支給額が基準事業年度と比べ5%以上増加。

②給与等支給額が前事業年度を下回らない。

③平均給与等支給額が前事業年度を下回らない。

Q.「国内雇用者」とは？

A.法人又は個人の使用人のうち国内事業所に勤務する雇用者(賃金台帳に記載された者)のことです。役員や役員の特典関係者(親族など)は除かれます。

Q.要件①の「基準事業年度」とは？

A.25年4月以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度の前事業年度です。通常は、24年度が基準事業年度となります。

Q.要件③の「平均給与等支給額」とは？

A.給与等支給額から日雇労働者の支給額を控除した金額を、各月ごとの給与等支給対象者(日雇労働者を除く)の合計数で除した額となります。

Q.適用する場合は事前に認定や届出が必要？

A.事前の手続きは不要ですが、確定申告の際に支給増加額などを記載した書類の提出が必要です。

Q.他の税制や雇用に係る助成金との適用関係は？

A.雇用促進税制、復興特区等に係る法人税額の特別控除とは選択適用です。また、助成金が給与等に充てられている場合は、助成金を控除した支給額により要件の判定などを行います。

## 新入社員をはじめ知っておきたい印紙税

領収書や契約書、手形など一定の文書には印紙税が課せられるため、作成者は定められた金額の収入印紙を貼り、消印します。貼り忘れや消印をしていない場合には、過怠税が課せられますので注意しましょう(契約書等の効力は有効です)。

なお、領収書や契約書については、消費税額を区分記載する等により、税抜価格で印紙税額を判定することができます。

例えば、領収書は記載金額3万円以上が課税対象(来年4月から5万円以上に改正)ですが、税込31290円の領収書の場合、「31290 円うち消費税額 1490 円」と記載すれば、税抜 29800 円で判定され、印紙税は課せられません。

## 5月のチェックポイント

※自社と取引先のGW前後の業務日程を確認し、納品や集金・支払いに支障が出ないように注意。

※個人住民税特別徴収の納税通知書が届いたら、賃金台帳に転記して6月からの徴収に備えます。

※固定資産税の納税通知書が届いたら、課税内容と納付期限を確認します。

※自動車税は4月1日現在の所有者に課税されるので、買い換え・廃車を確認し納税に備えます。

※労働保険年度更新の申告・納付期間は6月1日～7月10日なので準備を始めます。